

検 定 意 見 書

受理番号 31-34		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（公民的分野）		学年 3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	6	グラフ ⑤	日本の貿易額の変化	不正確である。 (2017年の輸入額及び輸出額)	3-(1)				
2	18	グラフ ⑤	家族の役割	不正確である。 (「夫婦の愛情を育む場」の数値)	3-(1)				
3	40	1 - 4	2014（平成26）年に、政府は、憲法解釈を見直し、他国への武力攻撃により日本の存立が脅かされ、…危険がある場合に限定して、集団的自衛権に基づく武力行使もできるとしました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (我が国の集団的自衛権行使の要件について)	3-(3)				
4	52	図③	「生活保護申請の流れ」中、「申請拒否／申請をさせない」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (生活保護申請の流れについて)	3-(3)				
5	78	表⑨	「衆議院の優越」中、「予算の議決条約の承認／◇参議院が、衆議院が可決した予算を受け取ったのち、30日以内に議決しない場合」	生徒にとって理解し難い表現である。 (条約の承認についての言及がない。)	3-(3)				
6	90	3 - 4	18年からは司法取引や取り調べの可視化も始まりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (取り調べの可視化が2018年に始まったかのように誤解する。)	3-(3)				
7	98	グラフ ③	地方公共団体の歳出（左）と歳入（右）の全国平均（地方財政白書 平成30年版）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「全国平均」)	3-(3)				
8	122	1 - 4 図④ cap	「クーリング・オフの通知書の例（左）と制度の内容（右）」中、「クーリング・オフとは…一定の期間内であれば、無条件に契約の取り消しを事業者に要求できる制度です。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「一定の期間内であれば、無条件に契約の取り消しを事業者に要求できる制度です。」)	3-(3)				
9	148	図③	「一般の金融機関と日本銀行からみたお金の流れ」中、「一般の金融機関」におけるA銀行とB銀行間の「お金の送金・決済」を示す矢印	生徒が誤解するおそれのある図である。 (内国為替制度について誤解する。)	3-(3)				
10	173	12 - 14	国家の支配する領域は、領土・領海・領空の三つから構成され、無断で立ち入ることは認められていません（領土不可侵の原則）。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (領海への立ち入りについて)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

3 枚中 1 枚目

受理番号 31-35		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（公民的分野）		学年 3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	8	グラフ ③	「平均寿命と合計特殊出生率の推移」中、縦軸「4%」及び250ページ「合計特殊出生率」中、「2.07人」	誤りである。 (単位)	3-(1)				
2	19	グラフ ⑨	「科学技術に関する世論調査」	不正確である。 (出典の名称)	3-(1)				
3	26	表①	「さまざまな対立の例」中、「個人」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「個人」における「対立」)	3-(3)				
4	29	図③	「公正さがみたまされていない例」の最下の図	生徒が誤解するおそれのある図である。 (28ページ10行目「残り一つが余った」との関係)	3-(3)				
5	64	表③	「人権に関する主な国際条約」中、「婦人参政権条約 採択年1952年」	誤りである。 (「1952年」)	3-(1)				
6	79	囲み	左7行「Y:多数決で、最下位のデザート候補からはずします。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「最下位のデザート」)	3-(3)				
7	81	7 - 9	2012年には衆議院議員選挙で2倍以上の格差が生じたことについて、最高裁判所は憲法が定める「法の下での平等」に違反する状態（違憲状態）だとする判決を下しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (判決の時期について)	3-(3)				
8	89	15 - 19	このほかにも、…政治活動に必要な資金が提供されるなど待遇も保障されています。こうした権利は、かつてのイギリスなどで国会議員が国王などから圧力や干渉を受けた歴史から生まれま	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (政治活動に必要な資金の提供の由来)	3-(3)				
			した。						
9	91	グラフ ⑩	不成立37%	誤りである。 (「%」)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 31-35		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (公民的分野)	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	101	囲み	アクティビティ えん罪と「代用監獄」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「代用監獄」)	3-(3)	
11	114	9 - 11	さらに、市町村合併や発電所の建設のように、自分たちの地域にかかわる重要な決定に際しては、住民投票が行われることもあります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (住民投票の効力について)	3-(3)	
12	126	写真② cap	「外科手術での分業と交換」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「交換」)	3-(3)	
13	130	囲み	資料活用 「契約が成立するものを」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「契約が成立する」)	3-(3)	
14	130	側注①	8日以内であれば契約の取り消しができます(クーリングオフ)	不正確である。 (「取り消し」)	3-(1)	
15	131	13 - 14	消費者基本法や消費者契約法によって、悪質な商法を規制しています。	不正確である。 (「消費者基本法」)	3-(1)	
16	138	写真②	「新聞の株式欄」	生徒にとって理解し難い写真である。 (139ページ2行目注との関連で株式欄に掲載されている株式が上場株式であることについて)	3-(3)	
17	145	囲み	17世紀から18世紀にかけて経済が大きく発展しました。外国との朱印船貿易が盛んになり	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (朱印船貿易が行われた時期)	3-(3)	
18	149	グラフ ⑤	「正社員と非正社員の賃金格差の推移」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「推移」)	3-(3)	
19	151	グラフ ⑤	「男女別の雇用形態割合」	誤記である。 (「2966人」「2590人」)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

3 枚中 3 枚目

受理番号 31-35		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（公民的分野）		学年 3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
20	174	下囲み	②福井市が、職員の給料を削減しなければならなかった理由を、「希少性」の誤句を使って説明してみましょう。	誤記である。 （「誤句」）	3-(3)				
21	185	11 - 12 左	尖閣諸島（中国名で釣魚島）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「中国名で釣魚島」）	3-(3)				
22	187	図⑦	「国際連合の集団安全保障」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国際連合の範囲）	3-(3)				
23	201	1 - 2	BRICS諸国	生徒にとって理解し難い表現である。 （BRICS諸国がどこの国を指すのか）	3-(3)				
24	248	年表	多摩ニュータウン入居開始 1966	不正確である。 （1966）	3-(1)				
25	252		条例の採択・調印・批准	誤りである。 （「条例」）	3-(1)				
26	252		「留置場・拘置所・刑務所」中、「その後、検察へ送られ、捜査を受ける時に入るのが法務省の施設である留置所です。このとき、拘置所に移さずに留置所に留められることが多く、代用	誤りである。 （「留置所」）	3-(1)				
			監獄と呼ばれ、問題になっています。」						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 31-36		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	11	グラフ 10 cap	「日本の品目別食料自給率の推移」の「日本の食料全体の自給率は、カロリーベースで約38%です」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (グラフ中の各品目別食料自給率が、カロリーベースであるかのように誤解する。)	3-(3)	
2	22	2 - 3	「世界無形遺産に登録された和食」の「世界無形遺産」	表記が不統一である。 (巻末1では「無形文化遺産」)	3-(4)	
3	35	囲み	「みんなでチャレンジ」の(2)「32から33ページで学習した、決まりの評価表で評価しましょう。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「32から33ページ」)	3-(3)	
4	46 - 47	17 - 3	2015(平成27)年には、日本と密接な関係にある…法改正が行われました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (集団的自衛権行使の要件について)	3-(3)	
5	67	7	参照ページ「p.73④」	誤りである。 (④)	3-(1)	
6	125	脚注	道徳：田老の生徒が伝えたもの	生徒にとって理解し難い表現である。 (道徳の内容)	3-(3)	
7	156	図5	「為替の仕組み」の「X銀行 札幌支店」における「②Aさんの口座の金額が増える」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「Aさんの口座の金額が増える」)	3-(3)	
8	165	グラフ 4	「日本の国債残高と歳入に占める公債金(国債)の割合の推移」の「2017年度の国債残高000兆0000億円は、国民一人あたりに割りふると約000万円になります。」	誤記である。 (「000兆0000億円」, 「約000万円」)	3-(2)	
9	186	写真C cap	南アフリカ共和国	誤りである。	3-(1)	
10	193	写真6 cap	国連環境開発会議(地球サミット)(ブラジル リオデジャネイロ 1992年) この会議は、気候変動枠組条約に基づく第3回締約国会議(COP3)です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「この会議は、…第3回締約国会議(COP3)です。」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 2 枚目

受理番号 31-36		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
11	196	21 - 24	また、事故の直後には、…国内の全ての原発が発電を停止したことで、電力不足が大きな社会問題になりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （福島第一原発の事故直後に、国内の全ての原発が発電を停止し、全国的な電力不足が起こったかのように誤解する。）	3-(3)
12	207	囲み	1行目「⑥」	誤りである。 （⑥）	3-(1)
13	248		用語解説「公的年金、基礎年金」の「保険料を積み立て、高齢になったときなどに給付を受ける仕組みを年金保険といい、国が実施している年金保険を公的年金という。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日本の公的年金の財政方式について誤解する。）	3-(3)
14	250		用語解説「NGO（非政府組織）…NPO（非営利組織）」の「NGOは“Non Governmental Organization”の略称で、」	誤記である。 （「Non Governmental Organization」）	3-(2)
15	251		用語解説「未成年取り消し権」の「20歳未満（2022年4月以降は18歳未満）の未成年者は、…契約を解除できる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「解除できる」）	3-(3)
16	252		用語解説「ギリシャ財政危機」の「2010年に、ギリシャ政府の巨額の財政赤字が発覚したことで起こった財政危機。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （財政赤字が発覚した時期について誤解する。）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 31-37		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	17	グラフ ⑨	インターネットに関わる犯罪件数の推移	不正確である。 （「犯罪件数」）	3-(1)	
2	23	写真⑩ cap	サンバカーニバル（2018年 東京都江東区・浅草）	誤りである。 （「江東区」）	3-(1)	
3	24	写真 cap	法隆寺五重塔（奈良県生駒郡斑鳩町） 607年に建てられたとされる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （現存する五重塔が607年に建てられたものであるかのように誤解する。）	3-(3)	
4	29	2 - 3	A案は、効率と公正の両面に課題が残りました。（上囲み中「効率と公正の視点から振り返る」「A案」の「公正」についても同様）	生徒にとって理解し難い表現である。 （「公正」）	3-(3)	
5	29	右囲み	「じゃんけんは公平か」中、 「グー、チョキ、パーを出す回数や、 全体で何回行うかといった条件を設定 しないと、じゃんけんでの決定は公平 にはならないのではないかという見方	生徒にとって理解し難い表現である。 （じゃんけんが公平となる条件）	3-(3)	
			もありません。」			
6	34		問⑩語群	生徒にとって理解し難い語群である。 （28ページの図と対照させて、適切な選択肢がない。）	3-(3)	
7	45	7 - 9	この発議を受けて行われる国民投票で、有効投票の過半数の賛成を得ると、憲法が改正されます（第96条）。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「有効投票の過半数」が憲法第96条の規定であるかのように誤解する。）	3-(3)	
8	45	表⑥	「天皇の主な国事行為」中、「憲法改正、法律、政令及び条例の公布」	誤りである。 （「条例」）	3-(1)	
9	51	側注②	2008年に、国連で発効した障害者権利条約を批准するために制定されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （障害者差別解消法が、2008年に制定されたかのように誤解する。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 31-37		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	62	グラフ②	世界の女性国会議員の比率	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (女性国会議員総数の比率であるかのように誤解する。)	3-(3)	
11	67	側注②	5000件以上の個人情報をもっている企業や事務所には、自分の個人情報を確認し、訂正や利用停止を求めることができます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (個人情報保護法の改正が反映されていない。)	3-(3)	
12	72	囲み③	「主な国の憲法における平和条項」中、「ドイツ憲法（1949年）第26条」	表記が不統一である。 (42ページ上囲みでは「西ドイツ憲法」)	3-(4)	
13	73	1 - 2	他方で、主に国の防衛と、国際社会の安全を保つために、日本には自衛隊が設置されています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (自衛隊の任務について)	3-(3)	
14	73	グラフ⑥	主な国の軍事費（防衛費）の比較	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (国の並び順)	3-(3)	
15	75	図⑥	「自衛隊の海外での主な活動」中、「イラク周辺 2003～09年」	相互に矛盾している。 (同ページ年表⑦中、「2004 自衛隊をイラクへ派遣」と矛盾する。)	3-(1)	
16	76	4 - 5 右列	2014年、集团的自衛権の行使が閣議決定で認められました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (我が国の集团的自衛権の行使について)	3-(3)	
17	88	写真① cap	初めて投票する10代の人たち（2016年東京都）	誤りである。 (「東京都」)	3-(1)	
18	88	表③	「各国の選挙権年齢、被選挙権年齢、成人年齢」中、「被選挙権年齢」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (二院制の国についての説明が不足している。)	3-(3)	
19	97	表⑤	「衆議院の優越のルール」中、「予算の議決・条約の承認／参議院が、衆議院の可決した予算を受けとったあと、30日以内に議決しないとき」	生徒にとって理解し難い表現である。 (条約の承認についての言及がない。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 31-37		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (公民的分野)	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	106	11 - 12	裁判官と調停員が間に入る調停などによって、	不正確である。 (「調停員」)	3-(1)	
21	112	7 - 10	三権はそれぞれが互いに抑制し合い、均衡を保っています(チェック・アンド・バランス)。行きすぎた権力の行使を防ぎ、…国民の自由と権利を保障しようとしているのです⑤。	注⑤は、国民審査の資料であり、三権の抑制・均衡に関する本文の記述と適切に関連付けて扱われていない。 (当該記述に付された⑤)	2-(13)	
22	113	9 - 12	しかし、民主主義のもとでは、国会と内閣は、国民の選挙によって民主的に統制されているものの、司法権をになう裁判所は、国民からも独立しています。	生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ図④に照らし、三権に対する国民の関わり方について誤解する。)	3-(3)	
23	118	図①	各地の主な「法定外税」及び、120ページ 図①「都道府県別の人口の増減率と各地のさまざまな取り組み」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (塗色)	3-(3)	
24	133	9 - 10	クーリング・オフよりも長い期間で、契約の取り消しができるようになりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「クーリング・オフよりも長い期間」)	3-(3)	
25	133	図④	消費者契約法における契約解除の条件	不正確である。 (「契約解除の条件」)	3-(1)	
26	145	側注①	①全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (側注は残業の説明である。)	3-(3)	
27	146	図	クラウドファンディングのしくみ	生徒にとって理解し難い図である。 (募集額が集まらなかった場合の出資金がどうなるのか。)	3-(3)	
28	175	図⑤	「介護保険制度のしくみ」中、「65歳以上の高齢者」	不正確である。 (介護保険の適用年齢について)	3-(1)	
29	196	図④ cap	「領土・領海・領空の区分」のキャプション中、「他国の領海あるいは領空に、許可なく外国の船や飛行機が立ち入ることは、領海侵犯あるいは領空侵犯となります。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (領海への立ち入りについて)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

4 枚中 4 枚目

受理番号 31-37		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
30	199	6 - 7 右列	歯舞群島と色丹島の2島の返還に要求をしぼって交渉する方針も検討されています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北方領土返還交渉において検討されている方針について)	3-(3)
31	200	写真⑥ cap	「新渡戸稲造」のキャプション中、「1920年から1926年まで事務総長を務めました。」	誤りである。 (「事務総長」)	3-(1)
32	200	図⑦	集団的安全保障の考え方	生徒にとって理解し難い図である。 (集団的安全保障を表す図として)	3-(3)
33	201	4 - 6	1990年、イラクがクウェートを侵略した際、国連は安保理の決議のもとに多国籍軍を組織して、クウェートを解放しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (多国籍軍について)	3-(3)
34	209	側注	「◆難民」中、「近年では、戦災や環境の悪化から、住み慣れた土地を離れる人々も含まれます。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (難民の定義について)	3-(3)
35	217	3 - 4	近年では、性的少数者（LGBTともいわれる）に対する法的平等の確保も	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「女性が抱える問題」と題された節でLGBTを論ずること)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 31-38		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（公民的分野）		学年 3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	1 - 20		序章「現代日本の自画像」（全体）	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容A（1）「位置や空間的な広がり、推移や変化などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよ	2-(1)				
				う指導する。）」					
2	2	1 - 8	1991（平成3年）、ソビエト連邦が崩壊し、冷戦体制が終結しました。…この状況を自由貿易体制といいます。…これをグローバル化（またはグローバルイゼーション）といいます。	不正確である。 （グローバル化の定義）	3-(1)				
3	2	側注①	両陣営が保有する核兵器の恐怖から、第三次世界大戦にはいたらなかったが	一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。 （核抑止以外の考え方の存在）	2-(6)				
4	2	側注③	このような不満から、国民投票で僅差ながらEU離脱が決まったのである。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （離脱の原因について）	3-(3)				
5	3	2 - 13	「負のグローバル化」（全体）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （グローバル化のデメリットについて）	3-(3)				
6	3	14 - 20	「国家とナショナリズムの復権」（全体）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （グローバル化とナショナリズムの関係）	3-(3)				
7	3		ここがポイント！「②負のクローバル化」	誤記である。 （クローバル化）	3-(2)				
8	3	図	グローバル化の始まりシルクロード（全体）	生徒が誤解するおそれのある図である。 （グローバル化のとらえ方）	3-(3)				
9	4	写真	AIロボットによる手術	生徒が誤解するおそれのある写真である。 （AIロボットの具体像）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 31-38		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (公民的分野)	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	5	10	どこを歩いていたか瞬時に分かってしまいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「瞬時に分かって」)	3-(3)	
11	5	13 - 20	「私達が考えるべきこと」(全体)及び側注⑦(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (情報化社会の中で私たちが考えるべきことについて)	3-(3)	
12	6	3 - 5	天然資源を採取する権利が国際的に認められている排他的経済水域は447万km ² もあり、世界第6位の海洋大国です。	不正確である。 (「排他的経済水域は447万km ² 」)	3-(1)	
13	6	16 - 17	平和で治安のよい国は、経済が発展します。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「日本と外国の犯罪発生率」の表及び「国別国内総生産」のグラフに照らして理解し難い。)	3-(3)	
14	7	右グラフ	国別国内総生産	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (国の並び順)	3-(3)	
15	8 - 9	9 - 12	「少子高齢化の進行」(全体)及び「活力の低下とモラルの衰え」(全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容A(1)ア(ア)「現代日本の特色として少子高齢化、…などが見られることについて理解すること。」イ(ア)「少子高齢化、…などが現在と将来の	2-(1)	
				政治、経済、国際関係に与える影響について多面的・多角的に考察し、表現すること。)		
16	8	側注①	1人の女性が生涯に産む子供の数は、しばらく1.3より下で低迷していたが、最近1.44人に上昇した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「1.44人」)	3-(3)	
17	8	側注①	少子化の大きな原因は、「経済的理由」に基づく墮胎が認められ、毎年10数万以上もの胎児の命が奪われていることであるともいわれている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (少子化の大きな原因)	3-(3)	
18	9	グラフcap	これらの人口ピラミッドは、少子化、高齢化がそのまま進めば、日本の人口構成がいかに異常になるかを示している。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「異常」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 31-38		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (公民的分野)	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
19	11	16	記紀の国生み神話	生徒にとって理解し難い表現である。 (タイトル「自然との共存」との関係)	3-(3)	
20	11	右囲み	国別老舗企業数	不正確である。 (引用文献)	3-(1)	
21	18	14 - 16 左	1953年、イラクのシャニダール洞窟でネアンデルタール人の9体の人骨が発見された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「1953年」)	3-(3)	
22	21 - 38		第1章「個人と社会生活」(全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容A(2)「対立と合意、効率と公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」)	2-(1)	
23	22	左囲み	ミニ知識 ポルトマンの生理的早産説「人間は明確に「大人」と「子供」に分けられている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ポルトマンの生理的早産説の内容)	3-(3)	
24	23	1 - 2	「夫婦と子供」または「夫婦のみ」で構成される核家族世帯	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (核家族の定義)	3-(3)	
25	25	11 - 14	政府は、男女がおたがいの特性と立場をいかし、バランスがとれた社会(男女共同参画社会)を築く取り組みをしています。家庭内においても、共働き夫婦の場合は、女性に家事の負担がか	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (男女共同参画社会基本法の趣旨)	3-(3)	
			かりすぎないよう、男性の配慮と協力が求められます。			
26	27	13 - 15	公共の精神とは、自分の利益や権利だけでなく、国家や社会全体の利益と幸福を考えて行動しようとする精神のことを指します。 (右写真キャプション 子供の通学を	生徒にとって理解し難い表現である。 (「地域社会」についての記述の中に「社会」と「国」が混在している。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 31-38		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			守るボランティア「奉仕活動は地域や国の存在を身近に考えることができる活動である。」も同様。）			
27	28	16	…気持ちが自然と養われていきます。	誤記である。 （「いきます。」）	3-(2)	
28	29	6 - 9	国民の多くが自国を愛する心を失ってしまったら、社会が荒廃して国民生活の安全や自由・権利は保障されなくなり、国家が存続できなくなってしまうこともあるでしょう。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「自国を愛する心」と「国民生活の安全や自由・権利」との関係）	3-(3)	
29	30 - 31	20 - 2	すなわち、国民は主権者の一人として、政治に参加する立場、政治に従う立場、政治から利益を受ける立場においては、国家のなかで政治と密接な関係に立ちます。（31ページ上図「国家に	生徒にとって理解し難い表現である。 （30ページ1行～19行までの内容及び側注①との関係）	3-(3)	
			において政治にかかわる国民の4つの立場」、及び「ここがポイント！」①も同様。）			
30	34	側注②	側注②全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （対立と合意の関係）	3-(3)	
31	35	5 - 6 上囲み	目的の立て方によって、効率の意味も公正の意味も変わってこざるを得ないからである。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （対立と合意、効率と公正についての理解）	3-(3)	
32	35	側注4	「効率的な企業」というのは考えられるが、「効率的な家族」などを考えることはできるだろうか。親子関係にみられるように、私たちの成長発達に大切なのは、効率性よりも愛情の絆で結	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （対立と合意、効率と公正についての理解）	3-(3)	
			ばれた人間関係である。			
33	36	側注①	決まりの中には、事柄の性格上、全員が話し合ったり、代表者が話し合ったりする方法では決められないものがある。 子供の食事、健康、安全に関しては、	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容A（2）ア（イ）「人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 31-38		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（公民的分野）		学年 3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
			家庭内では親が、学校内では教師が決めるのが適切である。…これらの事項をめぐる決まりは、親や教師が決めるべきである。	について理解すること。）」					
34	36	側注①	国の法律が国民自身ではなく、国民の代表者である議員によって決められるのも、国民全員が集まるのが不可能だからというよりも、政治を職業とする専門家の方が責任をもちよりよい判断	生徒にとって理解し難い表現である。（「代表者が話し合ったりする方法では決められない」例として理解し難い。）	3-(3)				
			ができると考えられるからである。						
35	36 - 37	19 - 4	「決まりの種類」（全体）	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。（内容A（2）ア（イ）「契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること。」）	2-(1)				
36	37	5 - 21	「権利、義務、責任」（全体）及び「ここがポイント！③決まりには権利と義務が定められ、決まりを破ると責任が生じる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「責任」の意味）	3-(3)				
37	39 - 60		第2章「立憲国家と国民」（全体）	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。（内容C（1）「対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を	2-(1)				
				身に付けることができるよう指導する。）」					
38	43	18 - 21	「同じく、抑制と均衡の考え方から、…この権威と権力の分離の思想は、君主のいない国家にもとり入れられています。」及び44ページ9～11行「権力を失った国王は、国家の最高権威の役	生徒にとって理解し難い表現である。（権威、権力と立憲君主制の関係について）	3-(3)				
			割を果たすようになり、法の支配に基づく立憲君主制が確立しました。」						
39	43	囲み	ミニ知識 権威と権力（全体）	生徒にとって理解し難い表現である。（権威及び権力の意味について）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 31-38		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
40	44 - 45	18 - 2	アメリカでは…そこで、1787年のアメリカ合衆国憲法は、基本的人権を守るために、モンテスキューの権力分立の思想を取り入れました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (権力分立制導入の経緯について)	3-(3)	
41	46 - 47		もっと知りたい 国民主権と立憲主義の対立(全体)	十分な配慮なく専門的な知識を扱っている。 (主権論の変遷について)	2-(2)	
42	48 - 49	3 - 6	政治に参加する方法には、…ですから、間接民主主義の方が、専制政治を防ぐために生まれた立憲主義にふさわしい方法なのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (直接民主主義及び間接民主主義の意義について)	3-(3)	
43	48	側注②	それは、学校のような小さな社会でも、直接民主主義の欠点が自覚されているからである。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (学校における間接民主主義について)	3-(3)	
44	48	囲み	ミニ知識 古代ギリシャの直接民主主義「このように、古代ギリシャの直接民主主義には、一方で…使い捨てにする非効率性があった。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (古代ギリシャにおける直接民主主義と間接民主主義の関係について)	3-(3)	
45	49	7 - 9	こうして、法治主義、権力分立、権威と権力の分離、基本的人権の尊重とともに、間接民主主義が立憲主義の重要な要素となったのです。	生徒にとって理解し難い表現である。 (権威と権力の分離と立憲主義との関係について)	3-(3)	
46	50	16 - 17	次いで三権分立が規定され、天皇が三権を行使するにあたっては、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (三権分立について)	3-(3)	
47	51	側注⑦	二人はともに戦前の代表的な憲法学者であったが、日本国憲法の成立に反対した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「日本国憲法の成立に反対した。」)	3-(3)	
48	54	15 - 20	1月にGHQは戦争の遂行に協力した者を公職から追放するという公職追放を発令していました。…多くの議員が公職追放されてしまいました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (憲法改正の審議について誤解するおそれ)	3-(3)	
49	54	側注②	それゆえ、成立過程からして日本国憲法は憲法としては無効であり、新しい憲法は大日本帝国憲法の改正という形で行うべきだとする議論が根強く存在する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本国憲法の成立について)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 31-38		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (公民的分野)	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
50	54	囲み	ミニ知識 手紙の検閲を行ったGHQ検閲官の証言 (全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (日本国憲法の成立との関連)	3-(3)	
51	56	5 - 9	つまり、国民主権とは、国家の政治権力を生み出す源泉、すなわち政治権力を正当化する最高の権威が天皇を含む国民にあるということです。いっぽう、…ということになります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国民主権について)	3-(3)	
52	56	側注②	1946 (昭和21) 年6月26日衆議院本会議の場で、…この天皇を含む全国民主権説は、わが国の公権解釈である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (草案段階での答弁であり、現行憲法の解釈について誤解するおそれ)	3-(3)	
53	57	2 - 4	「立憲君主制など4原則 このような3原則以外に4つの原則があります。第1に、イギリスに学んだ立憲君主制の原則にのっとっています。」及び56ページ左上図「立憲君主制」及び57ページ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (象徴天皇制について誤解するおそれ)	3-(3)	
			「ここがポイント ②さらに、日本国憲法には、立憲君主制、…がある」			
54	57	囲み	ミニ知識 9条の背景にあるもの (全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (9条の意義について)	3-(3)	
55	58	側注①	事項別の審議になったため、日本国憲法の問題点を全体的にとらえて掘り下げる審議ができなくなる弊害が指摘されている。	一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。 (事項別の審議について)	2-(6)	
56	61 - 112		第3章「日本国憲法と立憲的民主政治」 (全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容C (2) 「対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」)	2-(1)	
57	62	側注③	憲法における「日本国民」とは、現在この瞬間に生きている私たちの世代だけを意味するのではなく、…また、憲法に関する政府解釈では、「国民」には天皇がふくまれるものとしている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (憲法における国民の意味について誤解するおそれ)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 31-38		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
58	63	7 - 8	「国民主権とは、…国民にあることを指しています。」及び囲み「ミニ知識主権は2つの意味で使われる」左10行～右5行「日本国憲法は、前文で…この意味の主権を国民主権という。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国民主権について誤解するおそれ)	3-(3)	
59	63	15 - 16	「つねに、国民の一部ではなく、国民の全体を代表し象徴することが期待されています。」及び63ページ側注ここがポイント！「②日本国憲法は、天皇について国家を代表し国民をとりまと	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (象徴の意味について)	3-(3)	
			める象徴であり、歴史を通じた全国民に存する主権を代表する存在としている。」			
60	63	19 - 21	国家および国民統合の象徴として、公正中立な態度を貫いている天皇は、現代の立憲君主制の模範となっています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (象徴天皇制について)	3-(3)	
61	66	表	誓願権	誤りである。 (「誓」)	3-(1)	
62	67	吹き出し	「親が、子供を育てる権利だと言って子供を虐待し、子供の基本的人権を奪うことがあります」及び「逆に、虐待だと言って親から子供を引き離し、子供を育てる親の権利を奪うことがあり	生徒が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
			ます」			
63	68	側注②	「社会主義国の中国ではあらゆる面で自由が尊重されていないが、」及び70ページ側注②「旧ソ連や今日の中国といった社会主義国では、経済活動の自由も不十分であり、精神の自由も保障	生徒が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
			されない。」			
64	68	側注②	深刻なのが信教の自由に対する侵害である。特に新疆ウイグル自治区では、「再教育センター」に入れられたウイグル人たちが、イスラム教で禁止されている豚肉を強制的に食べさせられて	一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。 (「再教育センター」について)	2-(6)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 31-38		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (公民的分野)	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			いる。			
65	69	6 - 11	「しかし、中国や北朝鮮といった専制政治の国では、犯罪を犯したわけでもない人たちが、さしたる理由もなく、身体が不当に拘束されています。」及び70ページ写真キャプション「中国や	生徒が誤解するおそれのある表現である。(断定的に過ぎる。)	3-(3)	
			北朝鮮では、…理不尽な暴力を受けている。」			
66	69	8 - 9	「甚だしくは、「再教育センター」に入れられ、奴隷労働をさせられる人たちもいます。」及び側注④「中国では2013年に…中国や北朝鮮では、身体の自由どころか、人の生命さえも全く尊	一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。	2-(6)	
			重されないのである。」			
67	70	側注②	かつてのソ連では、農村戸籍と都市戸籍が分かれており、特に農村から都市への移住ができなかった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
68	71	13 - 15	ですから、生産手段の公有化をめざす社会主義制度は、違憲です。社会主義化しようと思えば、憲法改正が必要であることとなります。	生徒にとって理解し難い表現である。(私有財産の保障と生産手段の公有化の関係について)	3-(3)	
69	71	18 - 21	そこで、今日では、公共の福祉の観点から、経済活動の自由に一定の制限を加えることによって、経済的不平等を緩和して国民に最低限の経済的平等を確保しようとしています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。(公共の福祉による制限について)	3-(3)	
70	71	囲み	ミニ知識 経済活動の自由、資本主義と信用 右3行～12行「これに対して、世界第二の経済大国といわれる中国では、…政府も国民を信用しないから、必然的に独裁が必要となる。」	生徒にとって理解し難い表現である。(中国における経済活動について)	3-(3)	
71	71	側注③	したがって、民間企業による自由な競争というものが存在しない。それどころか、本来社会主義国である中国が、いつ私有財産制を廃止するか分からないといった状況にある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。(中国経済について)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 31-38		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（公民的分野）		学年 3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
72	72	9 - 13	しかし、憲法が保障する平等とは、…各人の努力や、能力、適性の違いによって生じた社会的役割の違いや差をなくすこと（結果の平等）ではない点に注意する必要があります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（憲法が保障する平等について）	3-(3)				
73	74	16 - 20 左	かつて、わが国が韓国を併合したいきさつから、今日、わが国には2017年現在、約48万人の韓国人と朝鮮人が在住している。また近年では、…居住する外国人が増えている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（在住外国人について）	3-(3)				
74	74	25 - 29 囲み	ミニ知識 法の下での平等に反するヘイトスピーチ解消法「そして、国民だけではなく日本居住の外国人にも…本法は、明らかに権利の平等に反する法律である。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（ヘイトスピーチ解消法について）	3-(3)				
75	75	29 左	「プライバシーの権利と公共の利益の調整」及び75ページ右15～17行「プライバシーの権利と公共の利益のバランスを見極め、調整しなおす必要がある。」	生徒にとって理解し難い表現である。（「公共の利益」）	3-(3)				
76	75	14 - 15 右	このように、プライバシーの権利が過度に強調された結果、教育の世界が混乱してきている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（教育界そのものが混乱しているかのように誤解するおそれ）	3-(3)				
77	77	囲み	ミニ知識 各国における普通選挙制度の確立 9～11行「わが国の場合は、男子普通選挙権は…いずれも大日本帝国憲法のもとで確立している。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（女子選挙権の確立について誤解するおそれ）	3-(3)				
78	77	側注③	公務員になる資格は参政権の中にふくまれることもある。	生徒にとって理解し難い表現である。（「公務員になる資格」）	3-(3)				
79	79	側注②	国際常識からすれば当然のことだが、…その大国の属国になるしかないという指摘もある。	一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。（わが国の防衛体制について）	2-(6)				
80	81	16 - 21 左～右	捕虜資格について知っておこう いかに平和主義を掲げようとも、外国の軍隊がわが国土に侵入してくることが起こりえる。…教えることを要求している。	相互の関連が適切でない。（わが国の安全保障の課題との関連が適切ではない。）	2-(12)				
81	81	写真 cap	日本の軍事演習	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「軍事演習」）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 31-38		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
82	82	左上図	「三権分立の相互関係」中「請願」	生徒が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
83	87	5 - 8 右	世界の例にしたがうならば、「1票の価値」の格差は、下院である衆議院の選挙においてはきわめて問題をはらむものだが、上院である参議院においてはあまり大きな問題ではないといえる	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (参議院における1票の格差について)	3-(3)	
			。			
84	91	17 - 18	しかし、自由民主党以外に政権を担える政党が形成されなかったため、	生徒が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
85	111	表	戦後日本を襲った主な自然災害	学習上必要な出典、年次が示されていない。	2-(11)	
86	113 - 152		第4章 「国民生活と経済」 (全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容B (1) 及び (2) 「対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付け	2-(1)	
				ることができるよう指導する。)」		
87	114 - 131		第1節「豊かさを生む経済の仕組み」 (全体)	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い (3) ア (イ) 「イの (ア) の「個人や企業の経済活動における役割と責任」については、起業について触れるとともに、経済活動や起業などを	1-(3)	
				支える金融などの働きについて取り扱うこと。)」		
88	115	表	「政府が提供する公共財」中「学校の教師の仕事」	不正確である。 (私立学校の教師の仕事)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 31-38		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (公民的分野)	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
89	119	グラフ	横軸「需要・供給」	誤りである。	3-(1)	
90	120	図	樺太の塗色	生徒が誤解するおそれのある図である。 (南樺太の帰属)	3-(3)	
91	121	18 - 20	その外部効果があまりにも大きい ため、中学校や小学校の費用は税金 でまかない無償となっています。	生徒が誤解するおそれのある表現 である。 (教育の機会均等の観点)	3-(3)	
92	123	8 - 10	また、経済財のなかには、市場のなか で複数の企業によって競争しながら生 産し供給できない経済財すなわち公共 財があります。	不正確である。 (公共財の定義)	3-(1)	
93	123	11 - 13	水道などの例で考えるとよく分かりま すが、地域的に独占的に生産しなけれ ばならず、また生活するうえで欠かせ ないもので安定供給しなければなら ない経済財があります。	生徒にとって理解し難い表現である。 (地域独占を認める理由)	3-(3)	
94	134	9 - 11	さらに通貨の価値が実質的に下がり、 そのために商品全体の価格(物価)が 上がり続けることがあります。これが インフレーション(インフレ)とよば れる状態です。	生徒が誤解するおそれのある表現 である。 (「そのため」)	3-(3)	
95	134 - 135	19 - 1	さらに通貨の価値が実質的に上がり、 そのため物価が下がり続けることが あります。これがデフレーション(デフ レ)とよばれる状態です。	生徒が誤解するおそれのある表現 である。 (「そのため」)	3-(3)	
96	135	13 - 14	一般銀行へのお金の貸し出しを受けも ち	不正確である。 (銀行の銀行としての役割について)	3-(1)	
97	140	写真	写真①②③	写真は、主たる記述「働く人の保護」と適切に関連 付けて扱われていない。	2-(13)	
98	141	2 - 4	1985(昭和60)年には、男女の雇用差 別をなくすため、男女雇用機会均等法 が制定されました。1997(平成9)年 に改正され、男女を限定した募集・採 用は原則禁止となりました。	生徒が誤解するおそれのある表現 である。 (男女雇用機会均等法の改訂内容について)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

16 枚中 13 枚目

受理番号 31-38	学校 中学校	教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
------------	--------	-------	--------------	------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
99	142 - 143		「消費者の保護」（全体）	学習指導要領に示す内容の取り扱いに照らして、扱いが不適切である。 （内容の取扱い（3）イ（ア）「アの（ア）の「消費者の保護」については、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。」）	2-(1)
100	153 - 192		第5章「国際社会に生きる日本」（全体）	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 （内容D（1）イ（ア）「日本国憲法の平和主義を基に、我が国の安全と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。」）	2-(1)
101	155	地図	「わが国の領域」及び159ページ地図、及び裏表紙	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （韓国と北朝鮮の境界線）	3-(3)
102	155	地図	「わが国の領域」及び裏表紙	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （台湾）	3-(3)
103	155	図 cap	国連海洋法で、…領海上の大気圏内を領空、領土から200海里（約370km）の範囲を排他的経済水域と決められている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国連海洋法条約の内容について）	3-(3)
104	162 - 163	1 - 12 左	尖閣諸島をめぐる危機（全体）	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 （内容の取扱い（5）ア（7）「尖閣諸島めぐり解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。」）	2-(1)
105	163	3 - 6 右	また最近EEZ内で高濃度のレアアース（世界需要の数百年分）が発見されたが、中国が無断で採取している。もちろん、違法行為である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)
106	168	10	「中華民族の夢」	不正確である。	3-(1)
107	168	15 - 17	「しかし、中国は、欧米や日本などの自由民主主義の国とは異なり、共産党が国家を所有する変則的な国家です。」及び側注①「通常国家では、党は国家の中での存在であり、国家・国民よ	生徒にとって理解し難い表現である。 （「変則的な国家」「通常国家」の意味について）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

16 枚中 14 枚目

受理番号 31-38		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（公民的分野）		学年 3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
			り下位の存在である。」						
108	168 - 169	17 - 1	「政治的には、議会制民主主義も存在せず、三権分立もない共産党による一党独裁国家です。したがって中国は、…激しい弾圧を続けています。」及び168ページ15行見出し「自由と人権を	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中国の政治制度と人権保障、民族弾圧との関係について)	3-(3)				
			抑圧する中国」						
109	168	側注①	これに対して、中国では、共産党は、国家・国民より上位の存在であり、…共産党は中国国家を支配する正当性ももたずに支配しているのである。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中国の共産党について)	3-(3)				
110	169	15 - 16	国内的にも法を重視しない中国ですが、国際法さえも無視する態度を示しているのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
111	169	17 - 18	この中国の拡大を抑え込む動きがアメリカを中心とする諸国の間で世界に広がり、「新冷戦」が始まりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「新冷戦」について)	3-(3)				
112	170	13	そして同年12月、	不正確である。 (「12月」)	3-(1)				
113	170 - 171	18 - 9	多国籍軍と国連PKO部隊 イラクの場合は…2016年には南スーダンに「平和強制」の権限を与えられた部隊が派遣されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (PKOの活動について)	3-(3)				
114	170	図	世界の対立・紛争地域	生徒にとって理解し難い図である。 (紛争の時期)	3-(3)				
115	174	8 - 10 左	言論・結社の自由は奪われ、民族伝統に基づく生活や信仰は事実上禁じられている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

16 枚中 15 枚目

受理番号 31-38		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（公民的分野）		学年 3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
116	174 - 175	20 - 24 左	チベット チベットは第二次世界大戦まで独立を保っていたが、…草原の砂漠化が進んでいる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (中国人, チベット人, ウイグル人, モンゴル人)	3-(3)				
117	174	地図	「中国による民族弾圧」	学習上必要な年次が示されていない。	2-(11)				
118	175	14 - 21 左	特に1960年代、モンゴル人たちは、中国政府に反抗し独立を求めているとみなされ、無差別に投獄され、ひどい拷問を受け、多くが殺されるか、身体障害者となった。…数十万規模でのモン	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)				
			ゴル人が犠牲になったという説もある。						
119	175	5 - 6 右	1950年には韓国に対し朝鮮戦争をしかけ、その過程で韓国国民数万を北朝鮮に拉致している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)				
120	175	22 - 30 右	韓国においては、…近代的な法理念に反する行為である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (韓国の人権問題について)	3-(3)				
121	176	15 - 17	わが国は、国連に加盟してから30数年間、軍隊を持っていないという建前から多国籍軍にもPKOにも参加してきませんでした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (参加しなかった理由について)	3-(3)				
122	178 - 179	26 - 5 右	レバノンにできたことが、なぜ日本にはできなかったのか。…しかし、国家主権意識のうすいわが国は、問題を直視せず、問題発生以来20年間も、問題解決から逃げ続けてきた。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「普通の国」、レバノン人女性の解放と「武力に訴えてでも」との関連について)	3-(3)				
123	180	囲み	ミニ知識 集団的自衛権 左7行～右3行「つまり、集団的自衛権を行使する第一歩が、安全保障条約締結である。…この矛盾を解消していくことにつながっていくのかもしれない。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (日米安全保障条約と集団的自衛権との関係について)	3-(3)				
124	181	囲み	在日アメリカ軍の配置図5～8行「全国のアメリカ軍の専用施設面積および自衛隊との共用施設面積の23%（専用施設面積のみで計算すると74%）」	不正確である。 (「23%」、 「74%」)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

16 枚中 16 枚目

受理番号 31-38		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（公民的分野）		学年 3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
125	183	表	国際平和協力活動の種類「国際テロ阻止活動」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (自衛隊の任務について)	3-(3)				
126	184	8 - 9	フランス、中国も核保有国となりました。	不正確である。 (核保有国について)	3-(1)				
127	185	14 - 17	特に、北朝鮮、中国、ロシアなど近隣諸国は核配備を進め、わが国にとって脅威は増しています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北朝鮮の核配備)	3-(3)				
128	188	側注3	インジウム、ニッケル、ネオジム、リチウム、レアアース類などの非鉄金属	不正確である。 (ネオジムはレアアースの一種である。)	3-(1)				
129	194 - 195	18 - 12	「日本型ODA」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本の援助の課題)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

4 枚中 1 枚目

受理番号 31-39		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（公民的分野）		学年 3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	9	グラフ⑤	主な国からの旅行者数の国別推移	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (グラフの中に国と地域が混在している。)	3-(3)				
2	11	グラフ⑥	「日本の食料自給率の推移」における各品目別自給率	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (グラフ中の各品目別自給率が、カロリーベースであるかのように誤解する。)	3-(3)				
3	17	グラフ⑤	「出生数と合計特殊出生率の推移」中、右目盛にある「(人)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (合計特殊出生率の単位)	3-(3)				
4	23	表⑥	「能登のアマメハギ」の「石川県輪島市」	不正確である。 (「石川県輪島市」)	3-(1)				
5	36 - 37	全体	憲法の入り口	全体として系統的に構成されていない。 (憲法学習の導入の主題として適切ではない。)	2-(12)				
6	38	資料②	頻発する自転車事故の厳罰化を報じる新聞記事(2018年)及び、39ページ資料⑧及び、99ページ資料⑦	特定の個人の権利を侵害するおそれがある。 (新聞記事中の個人名)	2-(8)				
7	39	図⑨	「立憲主義」中、「憲法」から「国民」に向けられた矢印	生徒にとって理解し難い図である。 (憲法と国民の関係について)	3-(3)				
8	50	地図①	日本各地に駐留する在日米軍と日本のミサイル防衛(2017年)	不正確である。 (江華島の塗色)	3-(1)				
9	51	囲み	「沖縄と基地」中、「沖縄には国内の米軍の専用施設の約74%が存在します(自衛隊との共用施設も含めた場合は全国の約23%)。 」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「約74%」「約23%」)	3-(3)				
10	51	地図⑤	沖縄島の米軍基地	学習上必要な年次が示されていない。	2-(11)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 31-39		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（公民的分野）		学年 3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	52	図①	「憲法改正の手続き」中、「国会／衆（参）議院・衆（参）議院」	不正確である。 （両院の関係）	3-(1)				
12	59	15 - 16	2018(平成30)年には部落差別解消推進法が施行されました。	不正確である。 （「2018(平成30)年」）	3-(1)				
13	71	19 - 20 左列	その多くはイスラム教徒ですが、中国政府は宗教弾圧をくり返す一方、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （中国におけるイスラム教の扱いについて）	3-(3)				
14	79	18 - 19	特定の地方公共団体のみに適用される法律を制定する際の住民投票⑤が憲法に定められています。 及び、110ページ，6-8行「特定の地方公共団体にのみ適用される特別法の制	参照資料は、主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。 （主たる記述（憲法に定められた住民投票）の資料として、条例に基づく住民投票の例が参照されている。）	2-(13)				
			定についての住民投票（←p.79⑤）が憲法で定められています（95条）。」						
15	105	1 - 3	憲法に違反すると判断した場合、それらの法令は無効になります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （法令が客観的に無効になるかのように誤解する。）	3-(3)				
16	107	図③	「広島県と愛媛県上島諸島をつなぐ送水管」中、「宮浦取水場」	不正確である。 （「取水場」）	3-(1)				
17	109	グラフ ⑦	戦後の市町村数の推移	不正確である。 （当該資料に照らして、年次と市町村数の関係が不正確である。）	3-(1)				
18	111	写真⑦	文武の伝統が息づく歴史的風致（弘道館の演舞，茨城県水戸市）	不正確である。 （「弘道館の演舞」）	3-(1)				
19	114	グラフ	衆議院議員一人あたりの有権者数を示したグラフ	不正確である。 （2018年9月1日現在の有権者数として）	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 31-39		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (公民的分野)	学年 3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	123	図⑦	「クレジットカードのしくみ」におけるカード加盟店とカード利用者、カード加盟店とカード会社の取引関係	生徒が誤解するおそれのある図である。 (カード加盟店とカード利用者、カード加盟店とカード会社の取引関係が誤っている。)	3-(3)	
21	125	1	1968 (昭和43) 年に制定された消費者基本法 (2004年に改正) では、(同じページにある、表⑦「消費者を守る法律などの整備」中、「1968 消費者基本法 (2004年に改正)」も同じ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1968年に制定された時の法律名が消費者基本法であるかのように誤解する。)	3-(3)	
			。)			
22	125	9 - 10	2001 (平成13) 年には、消費者契約法で、業者側の不適切な勧誘があった場合、6か月以内であれば取り消せるようになりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (その後の消費者契約法の改正内容を反映した記述になっていない。)	3-(3)	
23	125	表⑦	「消費者を守る法律などの整備」中、「1976 特定商取引法 (クーリングオフなど)」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (法律名が特定商取引法に改称・改正された時期について、誤解する。)	3-(3)	
24	152	グラフ ⑤	「直接税・間接税の比率」中、日本のグラフ	誤記である。 (「関節税」)	3-(2)	
25	159	グラフ ③	「社会保障給付費の推移」の右側「社会保障給付費の対国民所得比」	誤記である。 (20%と25%の位置が逆転している。)	3-(2)	
26	159	図④	「公的年金のしくみ」中、「現在働いている世代が保険料を支払い、その積み立てをもとに、高齢者が年金を受け取ります。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本の公的年金の財政方式について誤解する。)	3-(3)	
27	161	図④	「循環型社会のしくみと4R」中、「[4番目：適正処分 (Refuse リヒューズ)] ●捨てるしかないごみは、きちんと処分」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 ((Refuse リヒューズ) の意味について誤解する。)	3-(3)	
28	186	地図②	南シナ海の領有権について各国が主張しているとみられる海洋の境界線	生徒が誤解するおそれのある地図である。 (「台湾」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

4 枚中 4 枚目

受理番号 31-39	学校 中学校	教科 社会	種目 社会（公民的分野）	学年 3
------------	--------	-------	--------------	------

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
29	187	地図③	「日本の主権範囲」中、オホーツク海の黒破線	生徒が誤解するおそれのある地図である。	3-(3)
30	187	地図③	日本の主権範囲	生徒が誤解するおそれのある地図である。 (朝鮮半島の軍事境界線の線種)	3-(3)
31	195	12 - 13	ブラジル・ロシア、インド、中国、南 アフリカ (BRICS)	誤りである。 (「ブラジル・ロシア」)	3-(1)
32	201	地図⑤	「SDGs 未来都市の「自治体SDGs モデル事業」」中、「小国市（熊本県）」	誤りである。 (「小国市」)	3-(1)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。